統　計

平成27年5月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	5　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	564	−6,707	−7,375
（対前年同月比）	（　—）	（−52.7）	（−12.0）
貿易収支	−473	−1,462	−6,987
（対前年同月比）	（−93.2）	（−81.5）	（−14.1）
輸出	57,072	62,287	57,151
（対前年同月比）	（−0.1）	（4.1）	（1.9）
輸入	57,545	63,749	64,138
（対前年同月比）	（−10.3）	（−5.9）	（−0.1）
サービス収支	1,037	−5,245	−388
（対前年同月比）	（　—）	（−16.4）	（58.4）
第一次所得収支	20,130	21,971	14,589
（対前年同月比）	（38.0）	（19.1）	（−12.9）
第二次所得収支	−1,885	−2,001	−2,085
（対前年同月比）	（−9.6）	（−3.3）	（70.1）
経常収支	18,809	13,264	5,129
（対前年同月比）	（266.7）	（500.7）	（−28.3）
資本移転等収支	−89	−67	−150
直接投資	19,830	10,850	7,013
証券投資	10,002	−47,048	−1,519
金融派生商品	3,057	−544	1,189
その他投資	1,517	43,530	3,155
外貨準備	1,884	−301	13
金融収支	36,290	6,486	9,851
誤差脱漏	17,570	−6,711	4,872

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

平成27年1～3月中国際収支状況（第2次速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	1　月	2　月	3　月	1～3月
貿易・サービス収支	−12,327	−2,097	8,312	−6,112
（対前年同月〈期〉比）	（−56.1）	（−71.7）	（　—）	（−87.2）
貿易収支	−8,566	−1,460	6,714	−3,311
（対前年同月〈期〉比）	（−64.6）	（−74.5）	（　—）	（−92.1）
輸出	63,289	59,620	71,416	194,325
（対前年同月〈期〉比）	（15.5）	（0.4）	（9.9）	（8.5）
輸入	71,854	61,080	64,701	197,636
（対前年同月〈期〉比）	（−9.0）	（−6.2）	（−15.7）	（−10.5）
サービス収支	−3,762	−637	1,598	−2,801
（対前年同月〈期〉比）	（−3.4）	（−61.8）	（　—）	（−54.2）
第一次所得収支	14,190	18,694	23,560	56,444
（対前年同月〈期〉比）	（5.8）	（28.0）	（32.1）	（23.1）
第二次所得収支	−845	−1,640	−3,669	−6,154
（対前年同月〈期〉比）	（−36.1）	（34.9）	（−12.6）	（−8.6）
経常収支	1,018	14,957	28,203	44,177
（対前年同月〈期〉比）	（　—）	（149.8）	（2,058.8）	（　—）
資本移転等収支	−137	−68	−1,117	−1,323
直接投資	13,036	12,778	7,806	33,619
証券投資	18,769	10,186	34,184	63,139
金融派生商品	5,668	2,789	6,334	14,791
その他投資	−41,398	−6,006	−608	−48,012
外貨準備	−953	1,877	−568	356
金融収支	−4,879	21,624	47,179	63,894
誤差脱漏	−5,759	6,735	20,063	21,039

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年７月16日

神戸地方法務局長　田邉　豊

記

氏名　阿曽　剛
所属する司法書士会　兵庫県司法書士会
登録番号　兵庫第1608号
事務所の所在地　神戸市中央区加納町６丁目３－１－804
違反行為　会則違反等

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月16日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成27年７月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　真成開発株式会社　代表取締役　金森　幸宗　神奈川県川崎市多摩区菅３－11－６　国土交通大臣許可（般・特－22）第18853号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
(1)　停止を命ずる営業の範囲
全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木工事を請け負う営業をいう。
（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
(2)　期間
平成27年７月17日から平成27年８月15日までの30日間